

平成25年度決算に係る

定期監査調書

平成26年6月

中部県税事務所

目 次

1	前年度指摘事項等に対する措置等	1頁
	(1) 指摘事項	
	(2) 監査意見	
2	前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項に対する処理状況	1
3	組織及び業務調べ	1
4	職員の定員、現員調べ	2
5	役付職員の調べ	2
6	主な事業に関する調べ	2～3
7	収入証紙取扱額調べ	4
8	収入事務処理状況調べ	4～6
	(1) 分担金及び負担金	
	(2) 使用料	
	(3) 手数料	
	(4) 財産収入	
	(5) 諸収入	
	(6) 現金の取扱状況	
9	収入未済額調べ	6
10	未収金回収促進のための取り組み状況調べ	6
11	不納欠損額調べ	6
12	負担金、補助金、交付金及び委託料支出状況調べ	7～8
	(1) 負担金	
	(2) 補助金	
	(3) 交付金	
	(4) 委託料	
13	工事請負費調べ	8
14	財産に関する調べ	9
	(1) 公有財産	
	(2) 金券類の受払状況	
15	財産の貸付及び使用許可調べ	9～10
	(1) 土地及び建物	
	(2) 物品	
16	借受不動産明細調べ	10
17	職員住宅及び職員駐車場の管理状況調べ	10
	(1) 職員住宅	
	(2) 職員駐車場	
18	自動車（二輪を除く）の管理状況調べ	10
19	寄附物件の受納状況調べ	10
20	備品の処分状況調べ	10
21	現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ	10
22	意見、要望	10
(県税局 個別様式)		
9	収入未済額調べ～11 不納欠損処分調べ	11～15

1 前年度指摘事項等に対する措置等

(1) 指摘事項
該当なし

(2) 監査意見
該当なし

2 前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項（口頭指摘を含む。）に対する処理状況
該当なし

3 組織及び業務調べ

局（所）名	課名	係（班）名	課の主な所掌事務
中部県税事務所	収税課	管理担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県税の収納及び督促に関すること。 ・ 県税の還付又は充当に関すること。 ・ 県税の徴収及び滞納処分に関すること。 ・ 自動車税の賦課、課税免除及び減免に関すること。
		徴収担当	
	課税課	事業税担当	
		不動産取得税担当	

4 職員の定員、現員調べ

(平成26年4月1日現在)

種別 区分	事務職員		技術職員		現業職員		計		備考
	当該 年度	25.4.1 現在	当該 年度	25.4.1 現在	当該 年度	25.4.1 現在	当該 年度	25.4.1 現在	
定員	18	19	0	0	0	0	18	19	
現員	(1) 19	19	0	0	0	0	(1) 19	19	育児休業1
過不足(Δ)	1	0	0	0	0	0	1	0	
臨時職員	0	0	0	0	0	0	0	0	
非常勤職員	4	5	0	0	0	0	4	5	一般事務4

5 役付職員の調べ

(平成26年6月1日現在)

職名	氏名	在職期間	備考
所長	吉留 功	年 月 4 2	
副所長 兼収税課長	谷口 勝也	2	出納員
収税課課長補佐	桑本 英樹	2 2	
収税課課長補佐	町 鉄男	2	
課税課長	村上 順一	2 2	
課税課課長補佐	河本 章良	1 2	

6 主な事業に関する調べ

事業名	概要
<p>県税収入の確保 収入決算額 6,043,907千円 (対前年比 336,339千円増)</p>	<p>ア 目的及び事業の実施状況 (ア)目的 厳しい財政状況が続く中、県税は貴重な自主財源であることから、適正かつ公平な税負担の実現及び納税者に対する説明責任を果たすことに努め、県民の信頼と協力のもと、県税収入を最大限確保すること。</p> <p>(イ)事業の実施状況 (収税課)</p> <p>① 早期に納税折衝等を開始することにより時機を失することなく滞納者の実態を把握し、適切な納税指導を行うとともに、善良な納税者の納税意欲を阻害することのないよう、納税資力があるにもかかわらず納税意思が希薄であると認められる滞納者については、地方税法等関係法令に基づき厳正な滞納処分を行い税収確保に努めた。 一方で、真に納税が困難である者については、法に定める徴収緩和措置等を用いながら、滞納額の圧縮に努めた。</p> <p>② 地方税滞納整理機構（県と市町村が相互に他団体の徴税吏員となり共同徴収を行う任意団体）等の活動を通じて、市町村と緊密な連携の下、滞納者の情報共有や滞納整理を効率的に進めた。</p> <p>(課税課)</p> <p>③ 適正・公平な課税を確保するために、各種調査の充実を図った。特に不申告法人解消に向け、税務署等と連携を図りながら法人に対する実態調査や申告督促を重点的に行った。</p> <p>イ 平成25年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点</p> <p>① 個人住民税の特別徴収（給与支払者が給与から天引きし納入する制度）の推進を図るため市町と連携し、特別徴収事業者一覧を作成し情報共有を行った。 また、中部地区税理士に関与事業者の特別徴収推進依頼文書を送付した。</p> <p>② 延滞金の割合の改正及び複雑な法人関係税の延滞金計算のスキルアップを図るため、研修を行った。</p>

ウ 成果

(収税課)

- ① 長年の懸案であった大口徴収困難事案（2法人）については、差押（請負代金、不動産）により、滞納完結又は概ね完結の実績があった。
- ② 平成25年度の給与所得者に係る個人住民税の特別徴収率は前年度に比べ2.7%増加（77.1%）した。

(課税課)

- ③ 不申告法人の指導に取り組んだ結果、平成24年度末の不申告件数66件から、平成25年度末では不申告件数33件と半減した。

平成25年度調定額及び収入済額概要（平成26年5月31日現在 単位：百万円、%）

税目	調定額	前年比	収入済額	徴収率	
				今年度	前年度
個人県民税	2,451	99.1	2,374	96.9	96.3
軽油引取税	1,363	108.4	1,322	97.0	97.5
自動車税	1,214	99.3	1,204	99.2	99.2
法人二税	945	140.8	939	99.3	98.9
不動産取得税	123	99.0	116	95.1	95.8
その他	91	85.1	89	97.9	95.1
合計	6,185	105.6	6,044	97.7	97.4

- ・ 調定額について、軽油引取税は、大口特別徴収義務者の合併に伴う申告先が当所になったこと等により105百万円（8.4%）の増となった。
法人二税は円安の進行による企業収益の改善等により274百万円（40.8%）の大幅増となった。
- ・ 徴収率については、今年度の徴収率97.4%で前年度を0.3%上回っている。

エ 課題

- 1 滞納整理機構事案や地方税法第48条による個人住民税の徴収引継事案を増やしていくため、さらなる市町への働きかけと中部ふるさと広域連合（中部の市町で構成する広域連合であり、市町税の滞納繰越分の徴収を行う組織。）との調整が必要。
滞納整理機構が目標とするより高度な一元化組織への取り組みでは、検討部会での協議結果を市町に周知し、情報を共有することで一元化組織への共通認識と理解を深める必要がある。
- 2 個人住民税の特別徴収については、今年度の取り組みがどの程度実績を上げたのか検証が必要であり、検証の結果に応じたより効果的な取り組みを行う。

7 収入証紙取扱額調べ

(平成26年5月31日現在)

収入科目		単価	件数	証紙はりつけ額	備考
目	節				
狩猟税	狩猟税	円	54	442,800	わな3号 54件
		円	33	181,500	わな4号 26件 第2種5号 7件
	現年課税分	円	67	1,105,500	第1種1号 67件
		円	25	275,000	第1種2号 25件
	計(節)		179	2,004,800	
	目計		179	2,004,800	
総務手数料	徴税手数料		779	311,600	酒類販売業免許申請用 以外
			24	19,200	酒類販売業免許申請用
			73	29,200	
	免税軽油使用者証 交付手数料	円	876	360,000	
	計(節)		876	360,000	
	目計		876	360,000	
	合計		1,055	2,364,800	

8 収入事務処理状況調べ

(1) 分担金及び負担金
該当なし

(2) 使用料
該当なし

(3) 手数料

(平成26年5月31日現在)
(単位:円)

目	収入科目		件数	調定金額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	根拠法令等	備考
	節	細節							
総務手数料	徴税手数料	納税証明書交付 手数料	7	3,600	3,600	0	0	県税条例第16条	
		計(節)	7	3,600	3,600	0	0		
	目計		7	3,600	3,600	0	0		
	合計		7	3,600	3,600	0	0		

(4) 財産収入
該当なし

(平成26年5月31日現在)

目	収入科目		件数	調定金額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	根拠法令等	備考
	節	細節							
延滞金		延滞金	1,397	22,729,783	22,729,783	0	0	地方税法第72条 の45 他	
		計(節)	1,397	22,729,783	22,729,783	0	0		
	目計		1,397	22,729,783	22,729,783	0	0		
加算金		加算金	41	1,697,569	944,513	1,217	751,839	地方税法第72条 の46 他	
		計(節)	41	1,697,569	944,513	1,217	751,839		
	目計		41	1,697,569	944,513	1,217	751,839		
地方法人 特別税		地方法人 特別税		5,965,638	5,892,448	11,083	62,107	地方法人特別税等に 関する暫定措置法	
		計(節)		5,965,638	5,892,448	11,083	62,107		
	目計			5,965,638	5,892,448	11,083	62,107		
雑入		雑入	77	50,416	50,416	0	0		コビ一代 非常勤職員雇 用保険
		計(節)	77	50,416	50,416	0	0		
	目計		77	50,416	50,416	0	0		
	合計		1,515	30,443,406	29,617,160	12,300	813,946		

(6) 現金の取扱状況
ア 現金取扱状況

(平成26年5月31日現在)
(単位：円)

収入科目(節)	収入済額	備考
県税	73,385,045	窓口等による県税収入
納税証明書交付 手数料	3,600	
雑入	180	コピー代
合計	73,388,825 (2,485件)	

イ つり銭の状況 (平成26年5月31日現在)

つり銭の有無	有	つり銭の額(円)
		40,000

- 9 収入未済額調べ
別添個別様式による。
- 10 未収金回収促進のための取り組み状況調べ
別添個別様式による。
- 11 不納欠損額調べ
別添個別様式による。

12 負担金、補助金、交付金及び委託料支出状況

(1) 負担金なし
該当なし

(2) 補助金
予算科目 (賦課徴収費)

① 国補分
該当なし

(平成26年5月31日現在)
(単位:円)

補助金等の名称 (補助金の創設年度)	交付先	補助対象経費 補助率及び 補助金額	実施計画承認 又は内示年月日 交付申請 年月日 交付決定 年月日	着手 年月日 完了 年月日 実績報告 年月日	額の確定 年月日 検査 年月日 審査・現地 調査年月日	支出の状況			備考
						概算 精算 の別	支出 年月日	金額	
納税貯蓄組合 連合会補助金	鳥取県中 部納税貯 蓄組合	520,000	—	—	H26.4.28				
県民に対して行う納 税思想の啓蒙に資す る取組みに対する補 助金		(補助率:8/10) 250,000	H25.4.26	—	—	概算	H25.6.5	250,000	
単 県 分 計			H25.5.14	H26.4.24	H26.4.24			250,000	
表の補足説明	1 「交付申請年月日」及び「交付決定年月日」欄の()書きは、変更に係るものの当初の年月日である。 2 翌年度繰越分の期間・繰越事業費を「備考」欄に記入する場合は()書きは補助金相当額である。								

(3) 交付金

(平成26年5月31日現在)
(単位:円)

予算科目 (目)	予算額令達額	交付金の名称	支出先	負担率	支出年月日	支出金額	支出の根拠法令等 (規約、要領等を含む)	備考
賦課徴収費	66,087,204	平成24年度個人県民税 徴収取扱費(後期分)	倉吉市外4件		H25.5.10	66,087,204	地方税法第47条第1項 県税条例第39条	
賦課徴収費	90,855,207	平成25年度個人県民税 徴収取扱費(前期分)	倉吉市外4件		H25.11.8	90,855,207	地方税法第47条第1項 県税条例第39条	
支出額が10万 円未満のもの								
目計	156,942,411					156,942,411		
合計	156,942,411					156,942,411		

(4) 委託料

(平成26年5月31日現在)
(単位:円)

予算科目 (目)	国補 単別の別	委託料の名称	委託契約の 相手方	当初契約			入札等 年月日 (契約保証金 納付等年月日)	完了日 完年月	支出の状況			備考
				予定価格	契約年月日	契約期間			支出区分	支出年月日	金額	
予定価格が20万 円未満のもの				変更契約(最終) (契約年月日) 契約額				履行検査 年月日			4,200	
目計											4,200	
合計											4,200	

14 財産に関する調べ

(1) 公有財産

- ア 土地
該当なし
- イ 建物
該当なし
- ウ 山林
該当なし
- エ 動産（船舶、浮標、浮棧橋、浮ドック、航空機）
該当なし
- オ 物権
該当なし
- カ 無体財産権（特許権、著作権、商標権、実用新案権等）
該当なし
- キ 有価証券
該当なし

(2) 金券類の受払状況

ア 金券の受払状況

(平成26年5月31日現在)

種 別	前年度末	本 年 度 中		本年度末	備 考
		購 入 額	使 用 額		
郵便切手類	円 35,305	円 119,800	円 121,152	円 33,953	
合 計	35,305	119,800	121,152	33,953	

- イ タクシーチケットの受払状況
該当なし

15 財産の貸付け及び使用許可調べ

(1) 土地及び建物

- ア 土地
該当なし
- イ 建物
該当なし

(2) 物品
該当なし

16 借受不動産明細調べ
該当なし

17 職員住宅および職員駐車場の管理状況調べ

(1) 職員住宅

ア 管理状況
該当なし

イ 異動状況
該当なし

(2) 職員駐車場

ア 管理状況
該当なし

イ 異動状況
該当なし

18 自動車（二輪を除く）の管理状況調べ
該当なし

19 寄付物件の受納状況調べ
該当なし

20 備品の処分状況調べ
該当なし

21 現金、有価証券、備品の亡失、損傷調べ
該当なし

22 意見、要望等

(1) 業務に関する意見・要望等
特になし

(2) 監査委員事務局に対する要望等
特になし

県税事務所 個別様式

9 収入未済額調べ

(1) 県税未収金(平成26年5月31日現在)

① 過年度分

年度区分	税目	前年度からの繰越		当該年度								翌年度繰越		備考
		過年度未収額	件数	繰越後の減額	件数	減額後の調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	未収額	件数	
18以前	不動産取得税	2,696,090	98	179,460	8	2,516,630	90					2,516,630	90	※徴収猶予(生前贈与) 2,309,630円(88件)
	自動車税	30,000	1			30,000	1					30,000	1	
	計	2,726,090	99	179,460	8	2,546,630	91	0	0	0	0	2,546,630	91	
19	法人県民税	112,328	3			112,328	3					112,328	3	
	不動産取得税	414,606	2			414,606	2					414,606	2	
	自動車税	294,769	12			294,769	12	67,234	2	17,500	1	210,035	9	
	計	821,703	17	0	0	821,703	17	67,234	2	17,500	1	736,969	14	
20	法人県民税	39,766	2			39,766	2					39,766	2	
	個人事業税	67,947	2			67,947	2					67,947	2	
	不動産取得税	1,488,000	3			1,488,000	3			1,488,000	3	0	0	
	自動車税	631,470	20			631,470	20	42,084	1	79,000	2	510,386	17	
	計	2,227,183	27	0	0	2,227,183	27	42,084	1	1,567,000	5	618,099	21	
21	法人県民税	54,600	2			54,600	2					54,600	2	
	法人事業税	5,355,181	1			5,355,181	1					5,355,181	1	
	自動車税	1,182,190	37	61,600	2	1,120,590	35	136,765	7	21,700	1	962,125	27	
	計	6,591,971	40	61,600	2	6,530,371	38	136,765	7	21,700	1	6,371,906	30	
22	法人県民税	52,500	1			52,500	1					52,500	1	
	不動産取得税	400,600	3	57,900	1	342,700	2	70,300	1			272,400	1	
	自動車税	1,187,000	35	34,500	1	1,152,500	34	188,749	3	20,100	1	943,651	30	
	計	1,640,100	39	92,400	2	1,547,700	37	259,049	4	20,100	1	1,268,551	32	
23	法人県民税	289,000	8			289,000	8	124,500	3			164,500	5	
	法人事業税	24,433	1			24,433	1	24,433	1			0	0	
	個人事業税	94,975	1			94,975	1	94,975	1			0	0	
	不動産取得税	233,500	3			233,500	3					233,500	3	
	ゴルフ場利用税	2,570,200	5			2,570,200	5	2,500,000	4			70,200	1	
	自動車税	2,302,903	65	245,000	3	2,057,903	62	620,300	16			1,437,603	46	
	計	5,515,011	83	245,000	3	5,270,011	80	3,364,208	26	0	0	1,905,803	55	
24	法人県民税	509,233	19			509,233	19	386,933	14	12,200	1	110,100	4	
	法人事業税	756,849	5	39,000	1	717,849	4	717,849	4			0	0	
	個人事業税	685,800	7	256,500	2	429,300	5	429,300	5			0	0	
	不動産取得税	249,800	9	36,800	2	213,000	7	61,900	2			151,100	5	※徴収猶予(生前贈与) 59,000円(3件)
	ゴルフ場利用税	1,726,000	4			1,726,000	4					1,726,000	4	
	自動車税	3,828,172	114	341,300	5	3,486,872	109	1,663,982	57			1,822,890	52	
	軽油引取税	31,636,909	2			31,636,909	2	31,636,909	2			0	0	
	計	39,392,763	160	673,600	10	38,719,163	150	34,896,873	84	12,200	1	3,810,090	65	
合計	個人県民税	88,188,183		367,352		87,820,831		27,765,738		3,641,509		56,413,584		
	個人県民税	88,188,183		367,352		87,820,831		27,765,738		3,641,509		56,413,584		
	法人県民税	1,057,427	35	0	0	1,057,427	35	511,433	17	12,200	1	533,794	17	
	法人事業税	6,136,463	7	39,000	1	6,097,463	6	742,282	5	0	0	5,355,181	1	
	個人事業税	848,722	10	256,500	2	592,222	8	524,275	6	0	0	67,947	2	
	不動産取得税	5,482,596	118	274,160	11	5,208,436	107	132,200	3	1,488,000	3	3,588,236	101	※徴収猶予(生前贈与) 2,368,630円(91件)
	ゴルフ場利用税	4,296,200	9	0	0	4,296,200	9	2,500,000	4	0	0	1,796,200	5	
	自動車税	9,456,504	284	682,400	11	8,774,104	273	2,719,114	86	138,300	5	5,916,690	182	
	軽油引取税	31,636,909	2	0	0	31,636,909	2	31,636,909	2	0	0	0	0	
	計	147,103,004	465	1,619,412	25	145,483,592	440	66,531,951	123	5,280,009	9	73,671,632	308	

注) 件数の合計は個人県民税分を除く。

②現年度分

(平成26年5月31日現在)

税目	調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	差引未収金		備考
							未収額	件数	
個人県民税	2,362,907,415		2,345,783,784		27,890		17,095,741		
法人県民税	235,513,300	3,208	235,258,481	3,193	3,400	1	251,419	14	
県民税利子割	15,567,442	407	15,567,442	407			0	0	
法人事業税	702,660,700	1,108	702,600,900	1,106	12,500	1	47,300	1	
個人事業税	49,384,600	903	49,384,600	903			0	0	
不動産取得税	117,321,900	1,005	116,357,500	996			964,400	9	
ゴルフ場利用税	11,415,000	38	11,415,000	38			0	0	
自動車税	1,204,924,200	35,631	1,201,771,800	35,540			3,152,400	91	
鉾区税	654,400	6	654,400	6			0	0	
軽油引取税	1,331,252,962	241	1,290,818,486	239			40,434,476	2	徴収猶予 40,434,476円
産業廃棄物処分場	7,762,161	20	7,762,161	20			0	0	
合計	6,039,364,080	42,567	5,977,374,554	42,448	43,790	2	61,945,736	117	

(2) - 1 税外収入未済額（県税関係）（平成26年5月31日現在）

① 過年度分

区分 税目	年度	過少申告加算金		不申告加算金		重加算金		計		備考
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
法人事業税	18		円		円	1	722,446	1	722,446	
合計		0	0	0	0	1	722,446	1	722,446	

② 現年度分

区分 税目	過少申告加算金		不申告加算金		重加算金		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
法人事業税		円	2	29,393		円	2	29,393	
合計	0	0	2	29,393			2	29,393	

(2) - 2 税外収入未済額（県税関係以外）（平成26年5月31日現在）

① 過年度分

該当なし

② 現年度分

該当なし

10 未収金回収促進のための取り組み状況

(1) 県税関係

取 り 組 み の 状 況	取 り 組 み 効 果
<p>1 総括</p> <p>① 納税意思と納税資力の早期把握と初期の納税交渉を効率的な方法で行うことによって、的確で迅速な事務の進捗を図り、大口・緊急等の徴収困難事案に対する滞納整理により多くの時間・人材を集中投入できるよう努めた。 (自動車税における取り組み) ア 今年度から第一次催告状の発付を廃止し、差押予告状を1か月前倒しで発付した(7月19日発付)。 イ 差押予告状発付対象者全員について市町での職業調査を早期に実施し、勤務先・年収等から納税資力・財産を把握した。 ウ 滞納者の実情を把握するために、債権調査予告書、出頭通知書を送付する前に滞納者宅を臨戸するよう徹底した。</p> <p>② 県税徴収事務合理化要綱に規定している「滞納整理の8段階方式」以外に、債権調査、家宅搜索予告等の催告文書を送付することにより滞納者に自主納税を強く勧奨した。</p> <p>③ 大口滞納者等徴収困難事案については、個別の進捗状況</p>	<p>1</p> <p>○個人県民税を除く徴収率は、98.8%であった。(前年度98.7%)</p> <p>○差押予告状の1か月前倒し発付による効果 ・職業調査等の早期着手 ・滞納件数 1,167件(H25.8月末) 1,346件(H24.8月末)</p> <p>○納税資力の早期把握による効果 ・滞納整理方針の早期決定 ・徴収困難事案の早期絞込み</p>

を把握した上でヒアリングにより徴収方針を練り直す等、所内・課内協議を適宜行いながら的確な徴収確保策を講じた。

- ④ 倒産等の緊急事案発生時には係を超えた体制で機動的に対応し、迅速、的確な債権確保に努めた。

【月間目標設定による取り組み】

- ⑤ 自動車税納期内納税キャンペーン（5月）
ポスター掲出や口座振替依頼書の備付・配付を関係機関へ依頼する等の広報活動を行い、納期内納税を勧奨した。
- ⑥ 自主納税促進強調期間（11月）
納税交渉を行う際に口座振替利用を勧奨する等、自主納税の意識高揚を図った。
- ⑦ 滞納整理強調月間（12月・3月）
徴収促進のため夜間一斉徴収等各種取り組みを実施した。

2 個人住民税

- ① 地方税法第48条の規定による個人住民税（滞納繰越分）の徴取引継を管内市町と行い、県が直接徴収することで個人住民税の収入確保を図った。
- ② 鳥取県地方税滞納整理機構中部支部を立ち上げ、個人住民税をはじめ県税、市町税の収入確保及び徴収技術の共有による滞納整理事務能力の向上を図った。
- ③ 市町の滞納整理の支援対策として市町の税務職員に実務手法等の指導を行うなど、市町税務職員の滞納整理事務能力の向上を図った。

(2) 税外収入関係

取り組み対象の未収金 〔科目(目・節)〕	債権管理事務 取扱要領の作成の有無	取 り 組 み 状 況	取 り 組 み 効 果
延滞金・加算金	有 (H15.4.30付税務課長通知「税外未収金(加算金・延滞金)の確保対策について」)	<ul style="list-style-type: none"> ① 本税納付時に税外金を完納させることを強く指導。 ② 分割納付に応じる場合も、延滞金を含めた分納計画を立てさせ、納付誓約書にその旨を記載させた。特に高額滞納者の場合は、厳重にその履行を監視した。 ③ 延滞金確定と同時に納付書を送付するとともに、納付のない場合は催告状を速やかに送付し、納付を強く促した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 延滞金等を含めた計画的な納付と履行監視により、税外未収金の発生を抑制した。 ○ 催告状の発送等による納税勧奨により納税意識が向上した。

1.1 不納欠損処分調べ

< 県税 >

(平成26年5月31日現在)

調定年度	科目 〔税目又は 目、節〕	滞納者	納付期限	債権消滅 の起算日	不納欠損 処分年月日	不納欠損額	不納欠損処分を行った理由
H20	自動車税	①	H20.6.2		H26.3.17	43,400	停止後3年経過 執行停止年月日H23.2.15 根拠法令：地方税法第15条 の7第4項
H21			H21.6.1			21,700	
H22	自動車税	②	H22.5.31		H26.3.17	20,100	停止後3年経過 執行停止年月日H23.3.10 根拠法令：地方税法第15条 の7第4項
H19	自動車税	③	H19.5.31		H26.2.26	17,500	即時消滅 理由：滞納処分可能財産なし 根拠法令：地方税法第15条 の7第5項
H20			H20.7.31			35,600	
H24	法人県民税	④	H24.10.31		H26.3.6	12,200	即時消滅 理由：滞納処分可能財産なし 根拠法令：地方税法第15条 の7第5項
H20	不動産取得税	⑤	H20.10.31		H25.10.29	1,347,300	即時消滅 理由：滞納処分可能財産なし 根拠法令：地方税法第15条 の7第5項
			H20.12.1			71,700	
			H20.12.1			69,000	
H25	法人県民税	⑥	H26.2.17		H26.5.23	3,400	即時消滅 理由：滞納処分可能財産なし 根拠法令：地方税法第15条 の7第5項
	法人事業税		H26.2.17			12,500	
合計						1,654,400	

< 税外 >

(平成26年5月31日現在)

調定年度	科目 〔税目又は 目、節〕	滞納者	納付期限	債権消滅 の起算日	不納欠損 処分年月日	不納欠損額	不納欠損処分を行った理由
H25	加算金	⑥	H26.2.17		H26.5.23	1,217	即時消滅 理由：滞納処分可能財産なし 根拠法令：地方税法第15条 の7第5項
	地方法人特別税		H26.2.17			11,083	
合計						12,300	

